平成２６年（フ）第２５１号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目31番18号アースハイツ２　203号
債務者　瀧口　秀雄
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５３号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目68番地の１サンライフ立花301号、前住所兵庫県尼崎市浜田町５丁目45番地の８
債務者　北口　博之
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６０号
兵庫県尼崎市御園２丁目２番35―407号
債務者　中西　孝之
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９５号
兵庫県芦屋市清水町２番27―108号
債務者　重信　有希
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２６号
徳島県徳島市北田宮３丁目１番24号、旧住所徳島県徳島市春日２丁目６番21―８号
債務者　坂本　壽美
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３号
宮城県大崎市古川大宮６丁目３番16号　コーポアリッサム201号、従前の住所宮城県仙台市泉区南光台７丁目24番69号
債務者　田中　一良
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
宮城県大崎市松山金谷字向田71番地１　松山定住促進住宅２号棟307号
債務者　早坂　千春
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
千葉県我孫子市新木野４丁目34番17号
債務者　津原亜由美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１０１号
兵庫県伊丹市南野北３丁目２番16号　千手文化２階
債務者　山口　清久
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
兵庫県伊丹市御願塚１―４―17　コーポヤノＩ201号室、住民票上の住所大阪府守口市外島町６番東１―501号
債務者　フラワーショップモリこと　森　隆
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
兵庫県伊丹市緑ケ丘５丁目13番地１　グリーンハウス３号、前住所兵庫県伊丹市荻野６丁目41番地　ハイツ荻野301号
債務者　石井　滋
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
兵庫県川西市南花屋敷４丁目17番１号
債務者　田中　甚稔
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目13番１―405号
債務者　垣内　伸介
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２２１号
兵庫県西宮市室川町５番35―302号、前住所兵庫県西宮市柳本町６番34―104号
債務者　山﨑　栄治
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５０号
兵庫県西宮市森下町11番24―210号、前住所兵庫県西宮市甲子園口３丁目18番23―304号
債務者　藤井　康弘
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３８号
北九州市八幡西区友田１丁目５番14―202号
債務者　中島　哲典
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部